社会保障審議会障害者部会

第90回（H30.6.27）　資料１－１

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画目標集計

P１

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画（目標集計）

○都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成30年度から平成32年度を計画期間とした第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。

○障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

※【目標値】国の基本指針で定める成果目標

※【集計値】都道府県が設定した目標値を集計したもの

１．施設入所者の地域生活への移行

平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値１】平成28年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行

【目標値２】平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から２％以上削減

P２

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画（目標集計）

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までにおける保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に関する目標値

【目標値1】平成32年度末までに協議の場を各圏域に設置

【目標値2】平成32年度末までに協議の場を各市町村に設置

平成32年度における入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値3】平成32年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数　14.6万人～15.7万人

【目標値4】入院後の退院率　　3か月：69％以上、6か月：84％以上、1年：90％以　　　　　　上

P３

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画（目標集計）

３．地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備する

○地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

４．福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値1】平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上

【目標値2】平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加

【目標値3】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とする

【目標値4】　就労定着支援事業による1年後の定着率を80％以上とする

P４

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画（目標集計）

５．障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【目標値1】平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置する。

【目標値2】平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【目標値3】平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保

【目標値4】平成３０年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置